

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	松倉地区 (松倉)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	156.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	146.6 ha
② 田の面積	88.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	67.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進行しており、農業の担い手となる若年層が非常に少ない状況。後継者がいない農家が増加しており、農業を継続するための基盤が脆弱化している。

農業用設備や農機具、資材の価格が高騰しており、特に中小規模の農家にとって経済的負担が増大している。また、老朽化した設備の更新が進まない状況にある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域農業の持続可能性を高めるため、担い手の育成と農地の集積・効率化を図る。

地域全体での協力体制を強化し、地域農業の将来に向けた具体的な目標と計画を策定する必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地が分散し、効率的な耕作が難しい状況である。

高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加しており、農地の維持が困難となっている。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	82 %	将来の目標とする集積率	82 %
--------	------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手への農地集約化と効率化を推進することが重要。

圃場整備を行い、分散した農地を集約し、作業効率を向上させることが喫緊の課題である。

農業の持続可能性を確保する鍵である。図を用いて、その方法を示す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集團化の取組

農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を推進する。農地の賃貸借を円滑化し、利用可能な農地を有効活用する体制を整備することが重要である。

地域ごとに分散している農用地を集団化することにより、効率的な農作業を可能にする。区画整備や農道の拡幅など、基盤整備を進めることが重要である。

地域農業者、関係機関が一体となり、農地集積・集団化の方針について話し合いを行う協議体制を強化することが求められる。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組

必要に応じて検討していく

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく

後継者の確保、育成に努める。・県や町、JAと連携を図りながら新規就農者を確保、育成する

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業効率化を図るため、防除作業を委託する

以下任意記載事項(地域の事情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

- アメリカミンクの目撃が相次いでおり、地域による対策として電気柵等を設置して対策する

⑦保全·管理等

- ⑦休耕管理等
 - ・地域で水路の維持管理や、圃場や農道の草刈りなどを継続していく。
 - ・松倉地域保全会における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり

⑩ 法人化の検討

- ⑩法人化しない候補者：法人化により経営の安定性を高め、若い世代や新規就農者が参入しやすい環境を整える。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2. 「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業

5. 備考欄では、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め

備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、ハイブリッドを利用する旨を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 11 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考
1	利用者 A	複合経営	0.91 ha	ha	複合経営	0.91 ha	ha	A	
2	利用者 B	複合経営	2.61 ha	ha	複合経営	2.61 ha	ha	B	
3	利用者 C	複合経営	4.05 ha	ha	複合経営	4.05 ha	ha	C	
4	認農 D	複合経営	10.02 ha	ha	複合経営	10.02 ha	ha	D	
5	利用者 E	複合経営	0.73 ha	ha	複合経営	0.73 ha	ha	E	
6	利用者 F	複合経営	0.59 ha	ha	複合経営	0.59 ha	ha	F	
7	利用者 G	複合経営	1.22 ha	ha	複合経営	1.22 ha	ha	G	
8	利用者 H	複合経営	0.07 ha	ha	複合経営	0.07 ha	ha	H	
9	利用者 I	複合経営	1.18 ha	ha	複合経営	1.18 ha	ha	I	
10	利用者 J	複合経営	1.28 ha	ha	複合経営	1.28 ha	ha	J	
11	利用者 K	複合経営	4.37 ha	ha	複合経営	4.37 ha	ha	K	
12	利用者 L	複合経営	0.84 ha	ha	複合経営	0.84 ha	ha	L	
13	認農 M	複合経営	3.84 ha	ha	複合経営	3.84 ha	ha	M	
14	利用者 O	複合経営	0.29 ha	ha	複合経営	0.29 ha	ha	O	
15	利用者 P	複合経営	0.58 ha	ha	複合経営	0.58 ha	ha	P	
16	利用者 Q	複合経営	0.59 ha	ha	複合経営	0.59 ha	ha	Q	
17	利用者 R	複合経営	0.61 ha	ha	複合経営	0.61 ha	ha	R	
18	利用者 S	複合経営	3.02 ha	ha	複合経営	3.02 ha	ha	S	
19	利用者 T	水稻	1.23 ha	ha	水稻	1.23 ha	ha	T	
20	認農 U	複合経営	7.57 ha	ha	複合経営	7.57 ha	ha	U	
21	利用者 V	複合経営	0.79 ha	ha	複合経営	0.79 ha	ha	V	
22	認農 W	複合経営	3.38 ha	ha	複合経営	3.38 ha	ha	W	
23	認農 X	複合経営	5.02 ha	ha	複合経営	5.02 ha	ha	X	
24	利用者 Y	水稻	0.47 ha	ha	水稻	0.47 ha	ha	Y	
25	認農 Z	複合経営	1.61 ha	ha	複合経営	1.61 ha	ha	Z	
26	利用者 AA	複合経営	2.53 ha	ha	複合経営	2.53 ha	ha	AA	
27	利用者 AB	複合経営	2.49 ha	ha	複合経営	2.49 ha	ha	AB	
28	利用者 AC	複合経営	0.01 ha	ha	複合経営	0.01 ha	ha	AC	
29	利用者 AD	複合経営	0.25 ha	ha	複合経営	0.25 ha	ha	AD	
30	利用者 AE	複合経営	2.29 ha	ha	複合経営	2.29 ha	ha	AE	
31	利用者 AF	複合経営	1.34 ha	ha	複合経営	1.34 ha	ha	AF	
32	利用者 AG	複合経営	1.77 ha	ha	複合経営	1.77 ha	ha	AG	
33	利用者 AH	複合経営	1.58 ha	ha	複合経営	1.58 ha	ha	AH	
34	利用者 AI	複合経営	1.05 ha	ha	複合経営	1.05 ha	ha	AI	
35	利用者 AJ	複合経営	3.40 ha	ha	複合経営	3.40 ha	ha	AJ	
36	利用者 AK	複合経営	0.32 ha	ha	複合経営	0.32 ha	ha	AK	
37	認農 AL	水稻	4.54 ha	ha	水稻	4.54 ha	ha	AL	
38	利用者 AM	複合経営	0.69 ha	ha	複合経営	0.69 ha	ha	AM	
39	認農 AN	複合経営	1.34 ha	ha	複合経営	1.34 ha	ha	AN	
40	利用者 AO	複合経営	0.11 ha	ha	複合経営	0.11 ha	ha	AO	
41	認農 AP	複合経営	3.49 ha	ha	複合経営	3.49 ha	ha	AP	
42	利用者 AQ	複合経営	4.23 ha	ha	複合経営	4.23 ha	ha	AQ	
43	利用者 AR	複合経営	2.49 ha	ha	複合経営	2.49 ha	ha	AR	
44	利用者 AS	複合経営	2.53 ha	ha	複合経営	2.53 ha	ha	AS	
45	利用者 AT	複合経営	0.91 ha	ha	複合経営	0.91 ha	ha	AT	
46	利用者 AU	複合経営	2.73 ha	ha	複合経営	2.73 ha	ha	AU	
47	利用者 AV	複合経営	0.57 ha	ha	複合経営	0.57 ha	ha	AV	
48	利用者 AW	複合経営	2.69 ha	ha	複合経営	2.69 ha	ha	AW	
49	利用者 AX	複合経営	0.27 ha	ha	複合経営	0.27 ha	ha	AX	
50	利用者 AY	複合経営	1.46 ha	ha	複合経営	1.46 ha	ha	AY	
51	利用者 AZ	複合経営	0.08 ha	ha	複合経営	0.08 ha	ha	AZ	
52	利用者 BA	水稻	0.58 ha	ha	水稻	0.58 ha	ha	BA	
53	利用者 BB	複合経営	2.49 ha	ha	複合経営	2.49 ha	ha	BB	
54	認農 BC	複合経営	5.20 ha	ha	複合経営	5.20 ha	ha	BC	
55	利用者 BD	複合経営	1.74 ha	ha	複合経営	1.74 ha	ha	BD	
56	利用者 BE	複合経営	2.40 ha	ha	複合経営	2.40 ha	ha	BE	
57	認農 BF	複合経営	2.43 ha	ha	複合経営	2.43 ha	ha	BF	
58	認就 BG	複合経営	1.15 ha	ha	複合経営	1.15 ha	ha	BG	
59	利用者 BH	複合経営	1.10 ha	ha	複合経営	1.10 ha	ha	BH	
60	利用者 BI	複合経営	4.26 ha	ha	複合経営	4.26 ha	ha	BI	
61	利用者 BJ	複合経営	5.03 ha	ha	複合経営	5.03 ha	ha	BJ	
		合計	128.3 ha	ha	合計	128.3 ha	ha		

松倉地域保全会地域資源保全管理構想

(令和2年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	8,587	a
畠	3,000	a
草地		a
計)	11,587	

(2) 水路、農道、ため池

水路

a) 開水路	10.90	k m
b) パイプライン		k m

附帯施設（大型集水枠、サイホン水槽ほか） 箇所

農道

a) 本線	19.00	k m
b) 附帯施設（橋梁ほか）		箇所・k m

ため池

5.0 箇所

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・k m
・防風林	箇所・k m
・暴風ネット	箇所・k m
・揚水ポンプ	箇所
・その他（ ）	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年 3 回 (4月、6月、11月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年 1 回 (2月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年 4 回 (5月、6月、7月、9月)
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定

（なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり）

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路

・水路の草刈り	毎年 2 回 (6月、9月)
・水路の泥上げ	毎年 1 回 (4月)
・施設の適正管理（かんがい期前の注油等）	毎年 回 適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定

（なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり）

2) 農道

・路肩、法面の草刈り	毎年 2 回 (6月、9月)
・側溝の泥上げ	毎年 1 回 (4月)
・施設の適正管理（農道の路面維持）	毎年 回 適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り	洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置	点検結果応じて実施内容、時期を決定

（なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり）

3) ため池

・ため池の草刈り（堤体、管理用道路等）	毎年 2 回 (6月、9月)
・ため池の泥上げ	点検結果応じて実施時期を決定
・ため池附帯施設の保守管理	点検結果応じて実施内容、時期を決定

（なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり）

(3) その他施設について行う活動

- ア) 揚水ポンプ（新池）
毎年4月に試運転、調整等の保守点検を行う。

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員の解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- 農用地について行う活動
- 水路、農道、ため池について行う活動
- その他施設について行う活動

上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構成員区分	い農業者 () 担	い農業 以外 () 担	農家地 持ち 非	地域住民	その他 ()
活動項目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■	■		
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■	■			
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■	■	■	
・施設の適正管理（かんかい前期の注油、ケート塗布等）	■				
・配水操作（揚水ポンプの開閉運転操作、管理等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■	■	■	
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■	■	■	
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）	■	■			
・ため池の泥上げ	■	■		■	
・附帯施設の適正管理（かんかい前期の清掃、ケート保守）	■	■			
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			

③その他施設について行う活動					
・鳥獣害防護柵の適正管理					
・防風林の枝払い					
・暴風ネットの適正管理					
・その他（地域内農業用特定施設）					

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

まだ、「人・農地プラン」は策定しておらず、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内又は隣接集落の認定農業者や大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

(2) 農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまで活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の補修、更新を図り、営農の効率化や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。